

令和7年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和7年3月5日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 行政報告（町長・教育長） |
| 第 5 | 同意第 1 号 | 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第 6 | 報告第 1 号 | 例月出納検査等の結果報告について |
| 第 7 | 議案第 2 号 | 新冠町財政調整基金条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 3 号 | 新冠町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 4 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第 5 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第11 | 議案第 6 号 | 新冠町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第 7 号 | 新冠町火葬場条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第 8 号 | 新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第 9 号 | 新冠町債権管理条例の制定について |
| 第15 | 議案第10号 | 令和6年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第16 | 議案第11号 | 令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第17 | 議案第12号 | 令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第18 | 議案第13号 | 令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第19 | 議案第14号 | 令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 第20 | 議案第15号 | 令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算 |
| 第21 | 議案第16号 | 令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算 |
- 閉議宣告

◎出席議員（9名）

2番 酒 井 益 幸 君	3番 中 山 千鶴子 君
4番 村 田 貞 光 君	5番 但 野 裕 之 君
6番 秋 山 三津男 君	7番 武 藤 勝 圀 君
9番 長 浜 謙太郎 君	10番 武 田 修 一 君
11番 氏 家 良 美 君	

◎欠席議員（1名）

1番 竹 中 進 一 君

◎出席説明員

町 長	鳴 海 修 司 君
教 育 長	奥 村 尚 久 君
総 務 課 長	佐 藤 正 秀 君
企 画 課 長	佐 渡 健 能 君
町 民 生 活 課 長	谷 藤 聡 君
保 健 福 祉 課 長	島 田 和 義 君
産 業 課 長	鷹 背 寧 君
建 設 水 道 課 長	関 口 英 一 君
農業委員会事務局長	山 谷 貴 君
会計管理者兼税務課長	今 村 力 君
診 療 所 事 務 長	杉 山 結 城 君
特別養護老人ホーム所長	竹 内 修 君
町 有 牧 野 所 長	湊 昌 行 君
管 理 課 長	新 宮 信 幸 君
社 会 教 育 課 長	工 藤 匡 君
総 務 課 総 括 主 幹	小 林 和 彦 君
企 画 課 総 括 主 幹	下 川 広 司 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	二本柳 成 児 君
産 業 課 総 括 主 幹	曾 我 和 久 君
管 理 課 総 括 主 幹	伊 藤 美 幸 君
管 理 課 総 括 主 幹	楫 川 聡 明 君
社会教育課総括主幹	佐々木 京 君
社会教育課総括主幹	坂 元 一 馬 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長

議会事務局総括主幹

田 村 一 晃 君

三 宅 範 正 君

(午前１０時００分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。竹中議員は一身上の都合により欠席しております。ただいまから令和７年第１回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、９番、長浜謙太郎議員、１０番、武田修一議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（氏家良美君） 日程第２、会期の決定を議題と致します。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から３月１４日までの１０日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から３月１４日までの１０日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、３月７日から１０日まで及び３月１２日の５日間を休会といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、３月７日から１０日まで及び３月１２日の５日間を休会といたすことに決定いたしました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第３、諸般の報告を行います。

町長から御手元に配付のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第４回定例会において可決された意見書１件は、関係機関に提出しておきましたので御了承願ひます。次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状

況、説明員の報告については、御手元に配付したとおりですので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和7年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

議長から発言の許可を頂きましたので、令和6年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従い御報告申し上げます。

はじめに、「新冠町老人憩の家における灯油漏えい事故」について取組状況をご報告申し上げます。

昨年5月に判明した漏えい事故の対応として、土壌から油臭・油膜を除去し適正な油分濃度にするため、10月1日から本格的に洗浄剤の注入を開始し、浄化作業を進めてきたところです。作業経過ですが、開始から1ヶ月経過したころには、汚染範囲である敷地及び水路における油臭・油膜は感知されなくなりましたが、11月下旬に実施した地下土壌のサンプリング調査では、油分濃度は適正であったものの、若干の油臭を感知したことから、12月末まで除染作業を継続したところです。1月30日に再度、土壌調査を行った結果、適正な数値等となったことから、その内容を日高振興局に報告し、作業終了の了承を得ましたので、2月26日をもって工事を完了いたしました。この度の事案を教訓に、町有施設における事故防止として、定期的な施設点検に努め、安全対策を講じて参る所存でございます

次に、「あったか暖房費助成事業の実施結果について」 ご報告申し上げます。

町では、厳冬期における福祉施策の一環として、高齢者世帯等を対象とする、あったか暖房費助成事業を実施しております。本事業は冬期間の暖房利用に係る費用負担の軽減を目的としており、灯油ストーブやオール電化など様々な暖房設備を利用されている方々に配慮した支援となっております。例年、11月1日現在の灯油価格を調査し、事業の実施を判断しておりますが、コロナ禍以降、灯油価格の高騰が続いており、依然として高止まりのまま推移をしていましたことから、令和6年第2回定例会において、関連予算の議決をいただき、事業を実施しました。本事業には、国から交付される、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給付の対象は、町民税が非課税の低所得世帯のうち、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯や障がい者手帳の交付を受けた方が属する世帯、ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている世帯等で、1世帯当たり現金1万円を給付し、採暖に必要な灯油や薪等の購入費や電気代などの負担軽減を図るものがあります。

本年度の実施結果でございますが、高齢者世帯３２１世帯、障がい者世帯１８世帯、ひとり親世帯１８世帯の合計３５７世帯に対し、総額３５７万円を給付いたしました。本事業が受給された皆様の生活の一助となれば幸いであり、今後も引き続き福祉施策の充実に努めてまいります。

次に、字大狩部地区の町有地において立木の無断伐採事案が発生しましたのでご報告いたします。

最初に、本件の認知は令和６年１２月１９日、日高振興局からの連絡によるもので、その内容は、日高振興局に保安林無断伐採の通報があり、現地調査を行った結果、新冠町字大狩部６９４番地の町有地、及び隣接民地を含む保安林内において、伐採を確認したとの報告を受けました。町は直ちに現地調査を行い町有地内の伐採本数を８１本と確認し振興局へ報告することと併せ、隣接民地を所有する町内法人から事情聴取を行ったところ、法人が伐採を行った当事者であることを確認いたしました。年明けの１月に、日高振興局、隣接地所有法人、及び町で現地を再確認し、保安林内での伐採された本数を隣接地分１０１本、町有地分８１本の合計１８２本を確定した上、日高振興局より法人に対して森林法に基づく嚴重注意及び再造林の行政指導書が発出されたところでございます。また、町においては隣接地所有法人に対し、嚴重注意書及び無断伐採された立木損害額を１６万３２９６円と算定の上、損害賠償の意向確認書を出したところです。これに対し、法人より始末書と損害賠償の同意書の提出があり、法人側の顛末によると令和６年７月、自社所有地内の雑草地を整地する際、保安林や敷地境界の確認を怠り、町有地を自社所有地と誤認し無断で立ち入って、立木を伐採したとのことでありました。加えて法人による本行為に対する深い反省と、謝罪、更には再発防止を確約したうえで、新冠町に対しまして損害賠償金の支払い意思を表したところであります。

最後に町の対応といたしまして、本事案は町民の財産に損害を与えたものであり、かつ、森林法を始めとした法令に違反した行為は、非難に値するものでありますが、法人側も必要な手続きの不備を全面的に認め、反省の意を表していることを踏まえ、法人へ提示した損害額をもって、示談することをご報告申し上げます。なお、本件に係る損害賠償金の歳入補正予算を本定例会に上程しておりますので、ご審議のうえご決定賜われますよう、よろしく願いいたします。

次に、「ゼロカーボンに向けた取組みについて」ご報告申し上げます。

地球温暖化による気候変動を背景に、２０１５年にパリ協定が採択され、世界各国において２０５０年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする、カーボンニュートラルの動きが加速しました。日本では、令和２年に国が、２０５０年までにゼロカーボンを目指すことを目標として掲げるとともに、地方公共団体に対しては、公共施設における地球温暖化対策実行計画を２０３０年までに策定し、推進表明となるゼロカーボンシティ宣言を行うことについて要請していますが、本町はいずれも実施しておりません。またこれとは別に、北海道から昨年８月に、日高山脈襟裳十勝国立公園の観光発信に繋げるため、日高管

内全町の取組みとしてゼロカーボンパーク登録の要請がありました。このゼロカーボンパーク登録は、環境省が推進しており、国立公園を、電気自動車や再エネの活用などを通じて脱炭素化を図り、持続可能な観光地を実現していく区域として登録するものです。登録するためにはゼロカーボンシティ宣言が必要となり、管内他町は宣言を実施しており、本取組みを推進する予定であります。このような情勢を踏まえ、町として取組みを促進するため、まず始めに、今月中に公共施設における温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス削減に向けた取組みを推進していきます。本計画の具体的内容ですが、令和7年度から始まる5か年計画とし、主な取組みとして、照明設備のLED化や太陽光発電など再生可能エネルギーの導入、職員に対するクールビズ等の励行や節電などを徹底し、二酸化炭素の削減目標を2020年対比29%削減するものです。併せて、2050年における温室効果ガス排出量実質ゼロとなるよう、町民や事業者の皆さんと共に推進することを町として表明するため、ゼロカーボンシティ宣言を行います。今後は、ゼロカーボンパーク登録や町民や事業者を含めた町全域の取組み施策を盛り込んだ計画の策定について検討してまいります。また、行政報告が終了した後お時間をお借りして、私から新冠町のゼロカーボンシティ宣言文を読み上げ、宣言といたしますのでよろしくお願いいたします。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、一般議案8件、令和6年度各会計補正予算7件、令和7年度各会計当初予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定頂きますよう、よろしくお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） ただいま鳴海町長からの行政報告にありました、新冠町ゼロカーボンシティ宣言について表明したい旨申出があったことから、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 議長より発言の許可を得ましたので、新冠町ゼロカーボンシティ宣言を朗読し、これをもって宣言といたします。

新冠町ゼロカーボンシティ宣言。私たちのまち新冠町は、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と、茫洋たる太平洋にはぐくまれ、これまで先人のたゆまぬ努力と強い開拓精神を受け継ぎ、町民の皆様とともに、たくましく未来に向かって躍進する住みよいまちづくりを進めてきました。近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により、世界各地で猛暑や集中豪雨・台風等による自然災害が増加しており、自然環境や生態系への影響が懸念され、本町では農業や漁業といった第一次産業の影響を特に危惧し、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。2015年に合意されたパリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することの目標が掲げられ、わが国では、2020年10月に内閣総理大臣表明において、2050年までに温室効果ガス排出を全体でゼロにする、カーボンニュートラルの実現を目指す宣言が行われたことに伴い、北海道においても、国の方針と同様、再生可能エネルギーや森林資源などの地域資源活用、脱炭素化を図るゼロカーボン北海道の実現が掲げら

れました。本町においては、これまで公共施設の照明や街路灯のＬＥＤ化、公用車両においてＥＶ車等のエコカーを導入するなど取り組んできましたが、今後も引き続き、様々な施策により二酸化炭素排出量の削減に努めながら、豊かな自然環境を守り、すべての方々が安心して暮らすことができる町づくりを進めるため、町民や事業者の皆様とともに２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質的にゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。令和７年３月５日、新冠町長、鳴海修司。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から教育行政報告を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 議長より発言の許可を頂きましたので、令和６年第４回定例会以降の教育行政に関わって御報告申し上げます。

まず初めに、令和６年度の全国体力運動能力、運動習慣等調査の結果について御報告いたします。

本調査は、小学５年生と中学２年生を対象に、実技８種目に加え、児童生徒及び学校、教育委員会に対する質問紙調査の内容により、例年４月から７月末までの期間において実施しているものでありまして、本年度の結果につきましては、１月１０日付けでスポーツ庁から全道及び全国との比較資料を含め通知がありましたので、概要について御報告いたします。体格に関する項目について、身長・体重の状況では、小学校は男子が全道・全国平均と同様の結果となった一方で、女子については、身長は全道・全国平均を若干上回り、体重は上回りました。中学校においては、男子は、身長・体重ともに全道・全国平均を上回り、女子については身長・体重ともに同様となりました。次に、実技調査の結果につきましては、小学校男子においては、握力が全国平均より高いほか、５種目において全国平均をやや上回りましたが、上体起こしに課題が見られ、８種目の合計点で全国平均と同様という結果でありました。小学校女子については、握力と立ち幅とびの２種目で全国平均を上回りましたが、２０ｍシャトルラン等３種目で課題が見られ、合計点で全国平均と比べやや低いという結果となりました。中学校につきましては、男子は握力等４種目で全国平均を上回りましたが、一方で長座体前屈、２０ｍシャトルラン等４種目で課題が見られました。合計点では、全国平均と比べやや高いという結果となり、女子はハンドボール投げの１種目で全国平均を上回りましたが、長座体前屈、上体起こし、２０ｍシャトルラン等の５種目に課題が見られ、合計点で全国平均と比べやや低いという結果となりました。

次に、児童・生徒質問用紙における運動習慣調査の結果につきましては、小中学校ともに男子においては、運動が好き、保健体育の授業は楽しいという回答が全道・全国平均より多く見られました。一方、女子については、小中学校ともに肯定的な回答が全道・全国平均より低く、授業における目標に対し、できたり、分かたりするといった質問についても、同様の結果でありました。当町の全体的な傾向といたしましては、男子においては、体育を好み実技調査の結果も比較的良好な結果が出ておりますが、女子については低い傾

向にあり、また、実技における共通の課題としては、上体起こしや長座体前屈といった、筋力、筋持久性や柔軟性の不足がありますことから、結果分析を進め、経年的な傾向も踏まえながら、引き続き各学校及び町教研協保体部会において体力向上対策に取り組んでまいります。なお、本年度の結果につきましては、町広報３月号で公表させていただく予定でございます。

次に、「新冠中学校卒業生の進路希望状況について」ご報告いたします。

詳細については、別紙資料に記載してございます。本年度の進路希望状況は、総生徒数３７名の内、３６名が進学を希望しており、出願の内訳では、静内高校２６名、静内農業高校５名、道内公立高校３名、道内私立高校２名となっておりまして、このうち３月１日現在で２名の合格が内定しております。なお、３月４日、５日に公立高校の学力検査、面接試験が行われ、合格発表につきましては、３月１７日の予定でございます。

次に、「新冠町学生等応援給付金の支給結果について」ご報告いたします。

電気やガスなどのエネルギーや食料品等の物価高騰に伴い、家計に影響を受けている学生等に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、給付金事業を実施いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。本給付金は、令和６年６月１日の基準日において、町内に住所を有する学生等、又は、基準日以前に町内に住所を有する世帯の世帯員として住民登録されていた学生等を対象としまして、修学に対する応援と経済的負担の軽減を図ることを目的に、昨年度と同様に１人あたり２万円を給付したものでございます。給付結果は、道内２１市町村及び全国１６都府県等で勉学に励んでおります高校生や大学生等２５１名から申請があり、支給総額は５０２万円となりました。現在は、社会構造や経済環境の変化が急速に進んでおり、不安を抱かれることも多いと思いますが、学生の皆さんには、新冠町出身であることを胸に、希望を持ち将来の夢に向かって邁進されることを応援しております。

以上で、第１回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

◎日程第５ 同意第１号

○議長（氏家良美君） 日程第５、同意第１号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 同意第１号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の鹿野慎二氏は、令和７年５月８日をもって任期満了となりますことから、後任の委員に次の方を選任いたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。同意を求める方は、新冠町字北星町５

番地の15にお住いの、坂東桂治氏です。昭和36年5月17日生まれの現在63歳でございます。坂東氏の履歴につきましては、お手元の同意案件の2枚目に添付しております履歴のとおりでございます。固定資産評価委員会委員の任期は3年で、定数は条例の定めにより3名としてございます。また、委員の任務は、固定資産課税台帳に登録された、価格に関する不服を審査決定するものとなっております。坂東氏は、昭和57年より40年間、町職員として奉職された方ございまして、その間、建設課用地係を担当されていたこともあり、土地や建物の補償業務などの経験から、適正な価格の判断に精通された方でございます。また、誠実な人柄から、自治会の副会長をなされるなど信望も厚く、委員として適任であると判断いたしまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

以上が、同意第1号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由でございます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第1号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第1号

○議長（氏家良美君） 日程第6、報告第1号、月例出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思います。

◎日程第7 議案第2号

○議長（氏家良美君） 日程第7、議案第2号、新冠町財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第2号、新冠町財政調整基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、町財政の健全性を維持し、緊急または必要やむを得ない財政需要に応ずるために設置したものです。このたびの改正は、基金の費消について現状の運用を前提に、地方財政法の規定を準用して財源不足に充当できる旨の条項を追加するものでございます。

新旧対照表により説明いたしますので2ページを御覧ください。第5条基金の費消において、新たに経済事情の変動等により財源が不足する場合において、当該不足分を埋めるための財源に充てるときを第1号として追加し、改正前の第1号から第3号を1号ずつ繰り上げるものです。1ページに戻ります。附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上が、議案第2号、新冠町財政調整基金条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（氏家良美君） 日程第8、議案第3号、新冠町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第3号、新冠町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、町債の償還に必要な財源を計画的に確保することにより町債の適正な管理を行い、もって財政の健全な運営に資するために設置したものです。このたびの改正は、減債基金への積立てについては、本来、地方公共団体における地方債残高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、財政計画をもとに行われるべきものであることから、積立

てに係る各項目の規定を廃止し、毎年度予算で定める額を積立てできるようにするものです。

新旧対照表により説明いたしますので、2 ページを御覧ください。第2 条、積立てにおいて、改正前の次の各号に掲げるもので予算に定める額とするを一般会計歳入歳出予算で定める額とするに改め、改正前の各号を削るものです。1 ページに戻ります。附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上が、議案第3 号、新冠町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第3 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第3 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4 号

○議長（氏家良美君） 日程第9、議案第4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

説明につきましては、御手元に配付の議案第4 号説明資料により行いますのでそちらを御覧ください。まず、1.改正の理由です。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員において、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置がされることを踏まえ、当町においても同様の措置を講ずるため、所

要の改正を行うものです。次に、改正の理由です。(1) 時間外勤務免除の対象となる子の範囲の拡大です。子を養育する職員が希望した場合において、時間外勤務を免除する対象となる子の範囲を3歳未満から小学校就学の始期まで拡大するものです。(2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に係る規定を追加します。職員が家族の介護に直面した旨を申出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認の実施を任命権者に義務づけします。(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備です。職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する、早期の情報提供及び研修等の開催、相談窓口の窓口の設置の職場環境の整備について、任命権者に義務づけます。3. 条例の施行日でございます。令和7年4月1日から施行するものです。

以上が、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（氏家良美君） 日程第10、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○議長（氏家良美君） 議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、刑法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、懲役及び禁固が拘禁刑に単一化されることから、これらの用語を規定する当町の各条例の整理を行う

ものです。

新旧対照表により説明いたしますので、3ページを御覧ください。新冠町表彰条例第20条第1項第2号中の禁固を拘禁刑に改めます。4ページに移りまして、新冠町個人情報保護法施行条例附則第3条第3項中及び第4項中の懲役を拘禁刑に改めます。5ページに移りまして、新冠町行政不服審査会条例第8条中の懲役を拘禁刑に改めます。2ページに戻ります。附則第1項、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。第2項から第4項は、当条例の施行前にした行為の処罰に関する法令の規定の適用日については、当町の条例の規定を踏まえ、拘禁刑ではなく、懲役または禁固により処罰するよう所定の経過措置を設けたものです。条文の朗読は省略させていただきます。

以上が、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第5号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（氏家良美君） 日程第11、議案第6号、新冠町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第6号、新冠町手数料条例の一部を改正する条例について。

新冠町手数料条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。今回の改正理由ですが、本条例で定める手数料のうち、小動物火葬手数料について、エネルギー

一価格や人件費などの物価高騰による影響や、今後の設備更新も踏まえ適正な料金改定を行い、利用者に対して応分の負担を求めるため条例改正を行うものです。具体的には1回当たりの火葬に必要な燃料や人件費、焼却炉利用費用の合計額を手数料の算出根拠とし、1千円未満を四捨五入した額を町民に対する手数料として、その1.5倍の額を町外者に対する手数料として定めるものです。

改正内容について御説明いたしますので、2ページ、新冠町手数料条例新旧対照表を御覧ください。条例第2条第1項では、手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称と額について、別表に定めることを規定しておりますが、その表の第26号中の小動物火葬手数料について、町内1頭につき3千円とあるのを7千円に改め、町外1頭につき5千円とあるのを1万500円に改めるものです。1ページにお戻りください。附則でございます。本条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上が、議案第6号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第6号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（氏家良美君） 日程第12、議案第7号、新冠町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第7号、新冠町火葬場条例の一部を改正する条例について。

新冠町火葬場条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。今回

の改正理由ですが、火葬場の使用料について、昨今におけるエネルギー価格や人件費などの物価高騰による影響により、適正な料金価格が必要となり、利用者に対しての応分の負担を求めるため、条例改正を行うものです。具体的には1回当たりの火葬に必要な燃料費や人件費などの合計額を使用料の積算根拠といたしまして、1千円未満を四捨五入した額を使用料として改めるものです。なお、町外者が利用する場合は、本条例の規定に基づき1.5倍の額といたします。

改正内容について御説明いたしますので、2ページの新冠町火葬場条例の新旧対照表を御覧頂きたいと思います。条例第4条中の表は、区分に応じた火葬使用料を規定しておりますが、その料金について、15歳以上の者は9千円から1万8千円、15歳未満の者は6千円から1万2千円、死産児、胞衣及び産じょく物、四肢及びその他の一部の3千円から6千円。改葬によるものは4千円から8千円に改めるものでございます。1ページをお戻りください。附則でございます。本条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上が、議案第7号の提案理由です。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第7号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第7号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（氏家良美君） 日程第13、議案第8号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 議案第8号、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものです。今回の改正理由は、栄養士法の改正により令和7年度以降、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士となることが可能になることを受け、国が定める基準において、栄養士の配置等を求めている部分について、管理栄養士を追加する改正が行われたことから、条例改正を行うものです。

改正内容について御説明しますので、2ページ、新冠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。第16条は、食事の提供の特例を規定しており、第1項第2号では、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する施設外で調理した食事の提供を行う際の配置職員による必要な配慮について規定しておりますけども、その配置職員について、栄養士とあるものを栄養士または管理栄養士に改めるものです。1ページにお戻りください。附則でございます。本条例は令和7年4月1日から施行いたします。

以上が、議案第8号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第8号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

休憩 午前10時55分

再会 午前11時10分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第9号

○議長（氏家良美君） 日程第14、議案第9号、新冠町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 議案第9号、新冠町債権管理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本町の滞納額は、年々減少しておりますが、依然として高い金額となっており厳しい財政状況下では放置できないものとなっております。また、財政だけの問題でなく納入者間の負担の不公平となっております。債権管理条例は、自力執行権のない債権を念頭に、地方自治法等で定められていない部分を補足したり、債権放棄に関する独自規定を盛り込み、すべての債権の取扱いについて統一した処理基準を定め、公正かつ公平な町民負担の確保と債権の管理の適正化を図ることに目的に制定しようとするものでございます。

制定する条例の概要を申し上げますので、2ページをご覧くださいと思います。第1条は目的でございまして、債権の管理について一般的な基準や必要事項を定めることにより、債権を適正に管理することを目的としています。第2条は、定義でございまして、債権を分類し、整理するために条例で使用する用語を定義しております。第3条は、法令等との関係でございまして、債権管理条例は一般原則を規定しますので、他の法令や条例に特別の規定がある場合には、他の法令や条例の規定を優先することを規定しています。第4条は、町長の責務でございまして、町長は法令等の定めるところにより、町の債権管理を適正に行う責務があることを規定しています。第5条は、台帳の整備でございまして、債権を適正に管理し回収などをするためには、その記録の整備が重要であり、台帳を整備することを規定しています。第6条は、債務者に関する情報の提供でございまして、法令に規定する守秘義務に反しない限り、関係部局間で情報を共有できることを規定しています。また、債権管理に関する事務以外にその情報を利用することができないことを規定しています。3ページに移りまして、第7条からは、納期限内に納付しない債務者への対応を規定してございまして、第8条は、強制徴収公債権の対応、第9条以降は、私債権等の対応を規定してございます。それでは、条文に戻りまして、第7条は、督促でございまして、債務者が納付期限を過ぎても履行しないときは、法令の規定により督促を行わなければならないことを規定しています。第8条は、滞納処分等とございまして、強制徴収公債権について、納付資力があるにも関わらず納付しない者に対しては、差押え等の滞納処分を行うことを規定します。また、生活困窮など一定の事由に該当するときは、猶予などの緩和措置についても規定を設けています。第9条は、強制執行等とございまして、私債権等について、督促をした後、相当の期間を経過しても、なお履行されないときは強制執行等を行うことを規定しています。第10条は、履行期限の繰上げでございまして、町の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないことを規定しています。第11条は、債権の申出等とございまして、債務者の財産に対して強制執行の開始や破産手続開始の決定を受けた場合など、法令上の配当等を受ける可能性があるときに、交付要求や

債権届出などの必要な措置をとらなければならないことを規定しています。4ページに移りまして、第12条は、徴収停止でございまして、債務者の事情により債権回収を停止できる事項を規定しています。第13条は、履行延期の特約等でございまして、債務者が無資力等の理由により納付すべき債権を一括納付できない場合に、本来の履行期限を変更して、分割納付の約束をすることができることを規定しています。5ページに移ります。第14条は、免除でございまして、債務者が無資力等により前条の履行延期の特約等をした私債権等について、当初の履行期限から10年を経過しても、なお無資力等の状況で弁済の見込みがない場合は、債務を免除することができることを規定しています。第15条は、債権放棄でございまして、債権は全額徴収することが原則ですが、あらゆる手段を尽くしても、なお徴収見込みのない場合については、より効果的な債権管理を行うために、債権を放棄できることを規定しています。また、債権を放棄したときは、債権の名称、放棄した債権の件数、合計金額を議会に報告しなければならないことを規定しています。6ページに移りまして、第16条は、委任でございまして、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるとしております。附則といたしまして、第1項、施行期日でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。第2項は、経過措置でございまして、この条例は、施行期日前に発生した町の債権についても適用するものでございます。

以上が、議案第9号、新冠町債権管理条例の制定についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第9号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（氏家良美君） 日程第15、議案第10号、令和6年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第10号、令和6年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。このたびは9回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1666万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億4732万2千円にしようとするものです。繰越し明許費の補正、第2条、繰越し明許費の追加は、第2表、繰越し明許費補正によるものです。地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正によるものです。

はじめに、繰越し明許費の説明をいたしますので、4ページをお開き願います。第2表、繰越し明許費補正、1.追加になります。2款総務費、1項一般管理費、テレビ共同受信施設整備事業2961万2千円は、新和地区テレビ共同受信施設の整備に係る国の補助金交付決定が遅延したため、年度内に完了が見込めないことから繰り越すものです。3款民生費、1項社会福祉費、新冠町子供発達支援センター事業169万4千円は、国の補正予算で実施される、熱中症防止対策支援事業を活用して、エアコン5台を購入するものですが、年度内に完了が見込めないことから繰り越すもの。第2回住民税非課税世帯臨時特別給付金1967万4千円は、事業期間が令和7年8月31日までとなっていることから、未執行分を繰り越すもの。5款農林水産業費、1項農業費、道営土地改良事業負担金168万8千円は、東泊津地区農道集落道整備事業について、事業の進捗を図るため、令和6年度の執行残を本事業に充当されるよう北海道からの要請に基づき繰り越すもの。7款土木費、1項道路橋梁費、道路メンテナンス補助事業378万4千円は、節婦小橋等橋梁整備事業について、事業の進捗を図るため、令和6年度の執行残を本事業に充当されるよう北海道からの要請に基づき繰り越すもの。8款消防費、1項消防費、節婦町地区津波避難タワー建設事業1272万7千円は、敷地造成工事に係る国の補助金について、補正予算により追加で内示があり、年度内に完了が見込めないことから繰り越すもの。避難所環境改善事業8460万円は、国の補正予算で実施される避難所の環境整備事業を活用して、コンテナ型トイレなどを購入するものですが、年度内に完了が見込めないため、繰り越すものです。

次に、地方債の補正について説明いたしますので、5ページをお開き願います。第3表、地方債の補正、1.追加です。避難所環境改善事業、限度額2240万円は、繰越し明許費の補正で説明しました、国の補正予算で実施される避難所の環境整備事業を活用して、コンテナ型トイレなどを購入するものです。2.変更です。津波避難施設等整備事業は、節婦町地区津波避難タワー建設事業に係るもので、限度額1810万円を変更後220万円減の1590万円に、温泉施設整備事業は、給湯用真空式ボイラー更新工事に係るもので、限度額550万円を変更後30万円減の520万円に、乗馬施設整備事業は、研修棟新築及び外構工事に係るもので、限度額5900万円を変更後410万円減の5490万円に、

日高中部環境センター車両購入事業は、作業用大型ショベルローダー購入に係るもので、限度額４３０万円を变更后１６０万円減の２７０万円に、ゴミ収集運搬車両購入事業は、事業者所有の車両に代えて町が車両を導入するもので、限度額３２２０万円を变更后１２０万円減の３１００万円に、橋梁長寿命化事業は、節婦小橋整備事業に係るもので、限度額４７０万円を变更后１０万円減の４６０万円に、テレビ共同受信施設整備事業は、新和地区テレビ放送共同受信施設の更新整備に係るもので、限度額２２２０万円を補正後６００万円減の１６２０万円に、小規模治山事業は、共栄受乞右の沢小規模治山事業等に係るもので、限度額２０００万円を補正後１４０万円減の１８６０万円に、水利施設等保全高度化単独営農用水事業は、太陽地区の営農用水施設整備事業に係るもので、限度額６４７０万円を補正後１６０万円減の６３１０万円に、現年発生単独災害復旧事業は、１０月の大雨により被害を受けた道路及び河川の修繕に係るもので、限度額２３０万円を補正後１０万円減の２２０万円に、公有林整備事業は、町有林森林整備事業に係るもので、限度額１４１０万円を補正後２０万円減の１３９０万円に其々しようとするもので、いずれも事業費確定によるものです。

次に、事項別明細書の歳出から説明致しますので、１７ページから１８ページをお開き願います。１款１項１目ともに議会費１４３万５千円の減は、議員辞職に伴う執行残。１９ページから２０ページに移ります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費５２万１千円の減は、見積り合わせによる執行残。２目文書広報費、補正額はありますが、町史発刊事業に対する道の補助金が９０万円減額となったため、充当財源を調整したもの。３目財産管理費３０万円の追加は、電気料の増額によるもの。４目町有林造成管理費、補正額はありますが、歳入の確定に伴い充当財源を調整したもの。５目企画費７７４万円の減。２０ページ説明欄、１の地域生活・活動支援事業６６万円の減額は、道南バスに対する補助金の確定によるもの。２の定住・移住支援事業５０万円の増額は、中古住宅１件分の追加と、町内、管内、道外からの引越し分を追加するもの。３のテレビ共同受信施設整備事業７２３万７千円の減額は、新和地区テレビ共同受信施設整備工事入札執行残の減額、２２ページに移ります。里平地区テレビ共同受信施設整備事業における支障木撤去費用の増額に伴い、日高町に対する負担金を増額するもの。４の西新冠地区予約運行方式運営事業７９万４千円の減額は、運行日数の減少によるもの。５の情報通信基盤整備事業４４万３千円の増額は、ＮＴＴ柱建替え支障移転費及び、倒木処理費を増額するもの。１０目減債基金費１１６万３千円の追加は、立木売払い収入の増額分２分の１を積み立てるもの。１４目企業版ふるさと納税基金費５００万円の追加は、法人３社からの寄附金を積み立てるもの。２３ページから２４ページに移ります。４項選挙費、４目衆議院議員選挙費６８万３千円の減は、第５０回衆議院議員総選挙及び、第２６回最高裁判所裁判官国民審査の執行残。２５ページから２６ページに移ります。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費１２６万８千円の減。２６ページ説明欄１の福祉ハイヤー委託費１２０万円の減額は、利用者の利用減によるもの。２の定額減税調整給付金１１４万８千円の減

額は、事業費確定による執行残。3の寿入浴券交付事業37万円の減額は、延べ利用者数の減少によるもの。4の障害者自立支援事業68万7千1千円の増額で、更生医療給付費49万8千4千円の増額は、生活保護受給者の長期入院等によるもの。介護給付費等支給費18万8千7千円の増額は、報酬改定によるサービス全体の報酬単価の増などによるもの。5の新冠町子ども発達支援センター事業185万円の減額。12節委託料35万4千4千円の減額は、新規採用予定職員が確保できなかったことによる人件費の減など。17節備品購入費16万9千4千円の増額は、国の補正予算で実施される熱中症防止対策支援事業を活用して、エアコン5台を購入するもので、繰越明許費として措置するものです。6の新冠町アイヌ政策推進事業14万9千7千円の減額は、アイヌ文化伝承事業に係るアイヌ高齢者の延べ参加人数が減少したことによるもの。7の住民税非課税世帯給付金9万3千2万円の減額、28ページに移り、8のこども加算給付金11万5千9千円の減額並びに、9の住民税均等割課税世帯給付金30万1千2千円の減額は、いずれも事業費の確定によるもの。2目老人福祉費16万1千7千円の減。28ページ説明欄、1のふれあい夕食事業4万3千8千円の減額は、利用者の長期入院等による配食数の減少によるもの。2の寿バス運行委託事業28万2千円の減額は、利用者数の減少によるもの。3の高齢者等生活援助事業8万9千5千円の減額は、ヘルパーの時間外手当の減少及び、介護収入の増加などによるもの。4の日高中部広域連合負担事業12万2千2千円の増額は、介護給付費の増額などによるもの。5の介護サービス特別会計事業勘定繰出金事業12万2千4千円の減額は、介護サービス特別会計で説明します。4目地域包括支援センター費3万8千9千円の減。1の介護予防ケアマネジメント事業1万5千4千円の増額は、介護報酬の改定及び、介護予防サービス利用者数の増加によるもの。2の認知症総合支援事業5万4千3千円の減額は、実績見込みによるもの。29ページから30ページに移ります。5目老人福祉施設費3万3千5千円の減は、高齢者共同生活施設管理運営費で、10節需用費4万5千3千円の増額は、水道及び灯油の使用量増加によるもの。12節委託料7万8千8千円の減額は、入居者の長期入院等による給食利用食数減少によるもの。31ページから32ページに移ります。2項児童福祉費、2目児童措置費14万1千5千円の減は、児童手当支給費で実績見込みに基づくもの。3目児童福祉施設費6万4千2万8千円の減は、施設型給付費で、保護者の勤務場所変更等により施設利用者が減少したことによるもの。33ページから34ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2万1千6千円の減は、新ひだか町立病院婦人科運営負担金で、負担額の算定根拠となる医業収支不足額の減少によるもの。2目予防費4万9千3万7千円の減。34ページ説明欄1の妊娠期・出産時支援事業4万4千6千円の減額は、妊娠届出数の減少によるもの。2の乳幼児健康診査事業8万4千円の減額は、屈折検査機器購入に係る入札執行残。3の伝染病予防接種44万7千7千円の減額は、接種人数の減少によるもの。3目環境衛生費39万円の減額は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金で、申請1件が辞退となったことによるもの。4目診療所費11万4千9千4千円の減額は、国民健康保険診療所特別会計繰出金で、国保診療所会計で説明いたします。35ページから36ペ

ージに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費105万7千円の減。36ページ説明欄1のごみ処理対策費88万5千円の減額は、日高中部衛生施設組合負担金で、前年度繰越金の確定及び塵芥処理費等の減額によるもの。2のごみ減量化対策事業17万6千円の減額は、入札執行残。37ページから38ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費30万円の減は、入札執行残。2目簡易水道費3万2千円の追加は、簡易水道事業会計において説明いたします。39ページから40ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費8万2千円の減。40ページ説明欄1の農業支援員派遣事業4万6千2百円の減額は、農業支援員の新規就農時期が1カ月早まったことによるもの。2の農業振興事業補助金3万6千円の減額は、地域担い手育成総合支援協議会補助金で事業費確定によるもの。3目農業振興費、補正額はありませんが、水利施設等保全高度化事業に係る起債の配分額減により、充当財源を調整したもの。4目畜産業費18万8千円の減は、軽種馬市場上場促進事業補助金で、2歳馬の補助廃止及び、対象頭数の減少によるもの。5目牧野管理費18万円の減額は、和牛センター預託肥育牛の受入れが見込まれないため全額減額するもの。41ページから42ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費5万円の減は、有害鳥獣駆除対策事業の熊捕獲奨励報償金で、捕獲頭数の減少によるもの。2目林道費2万7千5百円の減は、入札執行残。3目治山費2万1千1百1千円の減は、入札執行残。43ページから44ページに移ります。6款1項ともに商工費、1目商工業振興費6万8千7百円の追加は、町商工業振興事業補助金で、町職員の給与改定に準拠した人件費の増加によるもの。2目観光費6万4千1百2千円の減は、入札等執行残。45ページから46ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、3目道路新設改良費11万8千7百円の追加は、節婦小橋整備事業に係るもので、12節委託料2万7千6百1千円の増額は、入札執行残及び、工事振動調査費等の増額で繰越明許費の補正措置をするもの。14節工事請負費1万1千2百円の減額、16節公有財産購入費2万3千9百円の減額、21節補償・補填及び賠償金2万1千5百円の減額は、事業費確定による執行残。47ページから48ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費7万2千4百円の減は、事業費確定による執行残。49ページから50ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費7万1千0百9千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、下水道事業会計で説明いたします。51ページから52ページに移ります。8款1項ともに消防費、1目常備消防費1万9千3百1千円の減は、日高中部消防組合負担金で、本部経費2万3千1百円の増額は、人事異動に伴うもの。支署経費2万1千6百2千円の減額は、各科目の執行残。2目災害対策費8万2千2百0千9百円の増額。52ページ説明欄1の節婦町地区津波避難タワー建設事業2万3千9百1千円の減額は、入札執行残。2の避難所環境改善事業8万4千6百0千円の増額は、国の補正予算で実施される避難所の環境整備事業を活用して、コンテナ型トイレなどを購入するもので、繰越明許費の補正措置をするものです。53ページから54ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費5万4千9百円の減は、利用者及び延べ利用月数の減少によるもの。4目児童生徒輸送費4万5千円の追加は、大型スクールバス1台の修繕料。55ページから

56ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費、補正額はありますが、へき地児童生徒援助費補助金の配分額減により、充当財源を調整したもの。2目教育振興費34万5千円の減は、19節扶助費で、準要保護認定者数の減少によるもの。57ページから58ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費13万1千円の減は、12節委託料で、計画していた眼科健診がインフルエンザによる学校閉鎖のため中止となったもの。2目教育振興費12万6千円の追加は、19節扶助費で、準要保護認定者数の増加によるもの。59ページから60ページに移ります。4項1目ともに認定こども園費141万1千円の減は、12節委託料の給食業務委託料で、園児の欠席による食数の減少によるもの。61ページから62ページに移ります。5項社会教育費、2目レ・コード館事業推進費164万円の減。10節需用費138万7千円の減額は、電気及び水道の使用量減少によるもの。14節工事請負費25万3千円の減額は、入札執行残。63ページから64ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費18万9千円の減は、事業費確定による執行残。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページから10ページをお開き願います。歳入の補正につきましては、基本的に歳出の補正に伴い減額しているものですので、一部の説明を除き、補正金額のみ読み上げて参りますので、内容等は、説明欄でのご確認をお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金47万2千円の減は、保育料で入園児童数の減少などによるもの。13款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料14万1千円の減。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金239万3千円の減。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1839万5千円の減。10ページ、1節総務管理費国庫補助金1464万2千円の減額は、住民税非課税世帯給付金事業外3給付金事業費の確定によるもの。2節企画費国庫補助金の地域内公共交通確保維持改善事業補助金106万円の増額は、町コミュニティバス運営事業に対するもので、補助上限額の確定によるもの。2目民生費国庫補助金55万5千円の追加。3目衛生費国庫補助金17万3千円の減。5目消防費国庫補助金4036万円の追加。10ページ、説明欄2の新しい地方経済生活環境創生交付金4千万円は、避難所環境整備事業に対するもの。6目教育費国庫補助金9千円の減。11ページから12ページに移ります。3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金136万2千円の減。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金58万9千円の減。2項道補助金、1目総務費道補助金130万4千円の減。2目民生費道補助金94万7千円の減。4目農林水産業費道補助金40万5千円の追加。5目消防費道補助金41万9千円の減。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入39万円の減。2項財産売払収入、1目物品売払収入232万6千円の追加。4目株式売払収入2万2千円の追加は、北海道曹立株式会社の株式合併に伴い、町所有株のうち端数100株を北海道曹立へ売却したもの。13ページから14ページに移ります。17款1項ともに寄附金、2目指定寄附金500万円の追加。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金188万円の減。3目財政調整基金繰入

金４６１０万円の減。１９款１項１目ともに繰越金３９２３万９千円の追加。２０款諸収入、４項５目ともに雑入１７５万円の追加。１４ページ、説明欄５の一時金２１６千円の増額は、介護・障害福祉分野の賃上げを目的とした今年度限りの一時金で、子ども発達支援センター常勤職員４名分に対するもの。６の賠償金１６万３千円は、町有林の無断伐採に対するもの。５項受託事業収入、１目受託事業収入２００万８千円の減。２１款町債、１項町債、１目総務債から、１５ページ９目災害復旧事業債までの７事業債につきましては、５ページの地方債の補正で説明したとおりですので、省略させていただきます。

以上が、議案第１０号、令和６年度新冠町一般会計補正予算についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。発言は、事項別明細書の歳出から科目の款項目の項ごとに一括で行い、歳入はページごとに一括で質疑を行いますので、内容を取りまとめ、簡潔に行うようお願いいたします。

事項別明細書の歳出１７ページをお開きください。１７ページ、１８ページ、１款議会費、１項議会費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、１９ページから２２ページ、２款総務費、１項総務管理費、説明資料２ページから７ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の２３ページ、２４ページ、４項選挙費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、２５ページから３０ページ、３款民生費、１項社会福祉費、説明資料８ページから２４ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、３１ページから３２ページ、２項児童福祉費、説明資料２５ページから２６ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、３３ページから３４ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、説明資料２７ページから３０ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、３５ページから３６ページ、２項清掃費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の３７ページから３８ページ、３項水道費、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の39ページから40ページ、5款農林水産業費、1項農業費、説明資料は31ページから34ページ、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の41ページから42ページ、2項林業費、説明資料35ページ、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の43ページから44ページ、6款商工費、1項商工費、説明資料は36ページ、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の45ページから46ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、説明資料は37ページ、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の47ページから48ページ、2項河川費、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の49ページから50ページ、4項下水道費、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の51ページから52ページ、8款消防費、1項消防費、説明資料は38ページから39ページ、ありませんか。

但野委員。

○5番(但野裕之君) 5番、但野です。説明資料39ページの部分で質問いたします。今回、国の予算を使ってトレーラー、トレーラー牽引者、トイレコンテナ、あと各備品等を購入しますけども、概算でいいんですけども、それぞれトレーラーの購入価格、牽引車価格、トイレコンテナ価格、公表できるのであれば公表していただきたいと思います。それとですね、この資機材、プライベートルーム、ベッド、簡易トイレいろいろ購入しますけども、それぞれどこの避難所にどの程度の数を分けて配置するのか、分かればお願いいたします。もう1点、事業の評価課題等の部分で現状の資機材等の数量で不足していることから購入したと思うんですけども、今回の資材購入で、町が予定した通りの資機材は完全確保できたのか、また不足分があるのであれば、その不足分は今後どのように、充当するのか。あともう1点、平時からの運用や訓練により発災時の運用体制を担保するとありますけども、具体的にどのような避難訓練なんかを行うのか。この点について説明を求めます。

○議長(氏家良美君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤正秀君) まず金額の関係です。概算で申し上げます。トイレトレーラ

ー1台1500万。それから牽引車、トレーラーを引っ張る牽引車が600万。トイレコンテナ、これが3020万。それから災害用プライベートルーム、これが1700万。簡易トイレ460万。ジェットヒーター150万。非常用充電器機75万。ベッド420万。LED投光器160万。インバーター発電機375万円というふうになっております。次に、どこの避難所に配置するかということですが、これ一旦、朝日の森に防災の資機材一回集約しているんですけども、そちらにまず収納します。災害が起きたときに基本的にはそこから必要なところに運ぶんですけども、今あと大きなところは節婦の体育館においてですけども、そこら辺ちょっと考えながらということです。基本的には、朝日の拠点とする場所に収納することにしております。それからその他備品でございますが、これで充足されるわけございません。大きな何ちゅうか、今回大きな物買っているんですけども、それ以外の食料だとか、細かい物、食料、水だとかですね、こういったものを備蓄計画立ててるんですけども、それに基づきまして毎年300万ないし400万という形の中で、充足させながら3年ローテぐらいで充足させる計画でおります。訓練ですね、訓練についてはこれまでも指摘もありましたけども、毎年1回やってる避難訓練はやりですけど、それ以外に、以前冬期の避難訓練、避難所の運営、こういったことをやることで今後考えております。全町民を全て対象にということは多分なかなか難しい部分がありますので、まずはモデル地区を指定している中央自治会から始めまして、その結果を見ながら、前も申し上げましたかもしれないですけども、広げていく、また夜間とかっていう話もございますけども、そういったものを含めて、今後検討しなければならないものもあります。以上です。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の説明で大体分かりました。トレーラーとトレーラー牽引車、トイレコンテナありますよね。これ設置場所はどのようになっているんでしょうか。またトレーラーの牽引車は、多分別の場所に保管すると思うんですけども、その保管場所、またそのトレーラーを使用する際の運転者はどのような形なのか町職員なのか、この部分で説明をお願いします。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） こちらの牽引するほうのトレーラーにつきましては、普段は使わないで保管しておこうというのは基本的な考えです。今、置く場所としては津波なんかもちょっと想定するんですけども、朝日の森で保管しようかなというふうに考えております。それと運転なんですけども、こちら普通乗用車の運転で、牽引免許は特にいらないということでしたので、基本的職員が運転することになります。以上です。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 設置場所についての説明が漏れてると思うんですけども。トレーラーは牽引車と一緒に保管するのか。またはある程度設置していくのか。それとあとトイレコンテナはどこに設置するのか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まず、トイレのトレーラーのほうは朝日の森のほうに置くと、それから車は、公用車として普段使う防災の給電式の災害用の車として、役場のほうで配置して、普段は公用車として使うということです。それからコンテナ型のトイレ、こちらにつきましては、通常から使おうというふうに考えておりまして、ただしこちらも津波やなんかの浸水区域から外すことを考えまして、候補としては、まだ決めてないんですが、森林公園か、それともパークゴルフ場でトイレ借り上げてやってるんで、そこら辺かなあということですけども、まだ最終的な場所っていうような、決めてないけども、高台で浸水区域にかからない、そして利用がされるというようなところで決めていきたいと思っています。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の５３ページから５４ページ、９款教育費、１項教育総務費、説明資料は４０ページから４１ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の５５ページから５６ページ、２項小学校費、説明資料４２ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の５７ページから５８ページ、３項中学校費、説明資料４３ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の５９ページから６０ページ、４項認定こども園費、説明資料４４ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の６１ページから６２ページ、５項社会教育費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、予算書の６３ページから６４ページ、１０款災害復旧費、１項公共土木施設災害復旧費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

休憩 午前１１時５８分

再会 午後１２時５９分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

歳入から始めます。予算書の９ページ、１０ページをお開きください。質疑はページご

とに一括して行います。9ページから10ページ、12款分担金及び負担金から14款国庫支出金、2項国庫補助金まで、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、予算書の11ページから12ページ、14款国庫支出金、3項国庫委託金から16款財産収入、2項財産売払い収入、4目株式売払い収入までありませんか。

村田議員。

○4番(村田貞光君) 4番、村田です。財産収入、株式売払い収入についてお尋ねします。株式売払い収入ということで、株式2万2千円の売払い収入ということなんですが、その株、相当は何ぼのものを、この2万2千円で売ったのかというところを教えていただきたいと思います。

○議長(氏家良美君) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤正秀君) まず株の数ですけども100株です。その会社が沢山株出ているものを、株式併合という形で固めるということのようなですね。それと端数が出るらしいんです。それが100株ってということだそうです。でその100株分が相当が2万2千円ということで、これを裁判所に申立てして、その金額を決定して町のほうに来て買いますかということで、買うという。

○議長(氏家良美君) ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、13ページから14ページ、17款寄附金から21款町債、1項町債、3目農林水産業債までありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、15ページから16ページ、21款町債、1項町債、4目商工債から9目災害復旧事業債までありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号 ～ 日程第17 議案第12号

○議長（氏家良美君） 日程第16、議案第11号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、日程第17、議案第12号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第11号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き下さい。令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。この度は3回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ751万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4471万2千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額はありますが、マイナ保険証への移行に伴うシステム改修費用補助金について、道支出金で予算計上をしていましたが、国費から交付されることとなりましたので、財源内訳において、交付決定額の133万6千円を道支出金から減じ、国庫補助金で計上し直したものです。10ページから11ページに移ります。4款保健事業費、1項1目ともに特定健康診査等事業費25万円の追加。12節委託料25万円の増額は、特定健康診査委託料で、当初の受診者数を307人で見込んでいたところ、49人増の356人の決算見込みとなりましたことから、係る経費を増額するものでございます。12ページから13ページに移ります。6款諸支出金、4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金726万7千円の追加。27節繰出金726万7千円の増額は、直営診療施設繰出金で、へき地診療所運営費分等として北海道から追加交付される金額を、国保会計を経由して国保診療所会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開き下さい。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金593万1千円の追加。2節保険給付費等特別交付金593万1千円の増額は、特別調整交付金で、直営診療施設交付金として追加交付される726万7千円と、マイナ保険証対応システム改修費用に対する予算区分の変更により減額となります133万6千円との差額、593万1千円を計上するものです。5款繰入金、2項1目ともに基金繰入金30万8千円の減。1節基金繰入金30万8千円の減額は国保運営事業基金繰入金で、本補正予算の編成にあたり、歳入超過分を減じるものです。6款1項1目ともに繰越金55万8千円の追加。1節繰越金55万8千円の増額

は前年度繰越金で、額の確定に伴う予算化です。８款国庫支出金、１項国庫補助金、４項社会保障税番号制度システム整備費等補助金１３３万６千円の追加。１節社会保障・税番号制度システム整備費等補助金１３３万６千円の増額は、マイナ保険証対応システム改修費用に対する補助金で、道費から国費へ予算科目を変更するものです。

以上が、議案第１１号、令和６年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

ひきつづき、議案第１２号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。

議案第１２号、令和６年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

１ページをお開き下さい。令和６年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、この度は２回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２９７万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、９６１万７千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、８ページから９ページをお開き願います。２款１項１目ともに後期高齢者医療広域連合納付金２９７万７千円の追加。１８節負担金補助及び交付金２９７万７千円の増額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める保険料負担金で、保険料の決算見込額を試算したところ、不足額が生じる見込みとなりましたので、増額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、６ページから７ページをお開き下さい。１款１項ともに後期高齢者医療保険料、１目特別徴収保険料７７４万１千円の減。１節現年度特別徴収保険料７７４万１千円の減額は、保険料の決算見込みによる減額です。２目普通徴収保険料１０７１万８千円の追加。１節現年度普通徴収保険料１０７１万８千円の増額につきましても、保険料の決算見込みによる増額でございます。

以上が、議案第１２号、令和６年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第１１号、令和６年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第１１号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１２号、令和６年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第１２号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１３号

○議長（氏家良美君） 日程第１８、議案第１３号、令和６年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第１３号、令和６年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

１ページをお開き願います。令和６年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、この度は３回目の補正でございます。歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億８千５百万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億９千６百万円としようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、８ページから９ページをお開きください。１款総務費、１項一般管理費、１目施設介護サービス事業費１億１千５百万円の減額。１０節需用費１億８千６百万円の減は、光熱水費７千８百万円、燃料費３千５百万円の減額でいずれも使用量減少によるもの。１４節工事請負費６千６百万円の減は、恵寿

荘エアコン整備工事の入札執行残。次に２目短期入所生活介護事業費９万４千円の減額。１０節需用費９万４千円の減は、燃料費の使用量減少による減額。続いて３目通所介護事業費６０万８千円の減額。１２節委託料６０万８千円の減額は、新冠ほくと園が指定管理を行っているデイサービスセンターの指定管理料で、利用率及び収支が安定的な運営となっているため当初の見込みより減額するもの。

次に、歳入についてご説明いたしますので、６ページから７ページをお開きください。２款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金１２２万４千円の減額。歳入の財源調整分として繰り入れている一般会計からの繰入金を繰り戻すもの。４款諸収入、１項雑入、１目雑入６３万円の減額。デイサービスセンターの電気料について、一旦恵寿荘が立替えているもので、使用量の減少による減額。

以上が、議案第１３号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第１３号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第１４号

○議長（氏家良美君） 日程第１９、議案第１４号、令和６年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第１４号、令和６年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案の１ページを御覧ください。今回は第３回目の補正になります。第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１９５万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出ともに５億８３６９万８千円にしようとするものであります。

次に第２条の地方債の補正について説明がありますので、３ページをお開き願います。第２表、地方債補正、１．変更です。施設設備事業として、スプリンクラー設置工事９６８０万円、暖房ボイラー更新工事１８００万円合わせて補正前の限度額１億１４８０万円の地方債借入れを予定しておりましたが、スプリンクラー設置に対する補助金を現在申請中であり、補助金決定見込額を事業費から減額し、さらにスプリンクラー設置工事及び暖房ボイラー更新工事の指名競争入札の執行残をそれぞれ事業費から同じく減額し、補正後の借入限度額を８２１０万円に変更しようとするものであります。

次に歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書、歳出より説明いたしますので９ページをお開き下さい。１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費１９５万８千円の減額、次の１０ページをご覧ください。１４節工事請負費１９５万８千円の減は、記載されている３つ工事について、入札執行残を減額するもの。上から１１０万円減、１９万８千円減、６６万円減です。次の１１ページをご覧ください。２款１項１目ともに医業費、補正予算はありませんが、歳入で国保会計繰入金が増額となることから、医業費支出予算について、記載金額の財源内訳調整を図るものです。

次に歳入の説明をいたしますので７ページ及び８ページをお開き下さい。３款道支出金、１項１目１節道補助金３０８６万１千円の追加。医療施設等施設整備費補助金、いわゆるスプリンクラー設置に対する補助金として予算を見込みます。４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金１１４９万４千円の減額、歳入歳出予算の差引調整として減額するもの。２目１節ともに国保会計繰入金７２６万７千円の追加、国保会計を経由して、国民健康保険特別調整交付金のメニューの中の１つ目、へき地診療所運営事業分として６１３万５千円を予算追加するもの。この交付金の増額理由は、入院患者数が当初予算見込数を上回ったことによるものです。さらに別メニューとして、２つ目、休日、夜間の出張応援医師の派遣依頼増加に伴い、１１３万２千円を予算追加するものです。５款１項１目１節ともに繰越金４１０万８千円の追加。前年度繰越金確定額のうち、残金を全額、財源化するものであります。７款町債、１項町債、１目１節施設設備整備債３２７０万円の減額、スプリンクラー補助金及び入札執行残により起債借入額を減額するものであります。

以上が、議案第１４号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号 ～ 日程第21 議案第16号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第15号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算、日程第21、議案第16号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第15号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算、第3号につきまして、提案理由を申し上げます。

この度は第3回目の補正となります。この度の主な補正理由につきましては、委託料及び材料費の執行に伴い減額を行うもの、電気料単価高騰に伴う動力費の増額を行うものでございます。第1条、総則、令和6年度新冠町簡易水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによるものでございます。第2条、収益的収入および支出、令和6年度新冠町簡易水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するもの。収入、第1款、簡易水道事業収益、第2項、営業外収益を82万5千円増額し、1億1833万3千円とし、簡易水道事業収益総額を2億6465万6千円とするもの。支出、第1款、簡易水道事業費用、第1項、営業費用を276万8千円増額し2億4825万5千円とし、簡易水道事業費用総額を2億7407万1千円とするものでございます。第3条、資本的収入及び支出、予算第4条本文かつ書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5120万3千円は、引継ぎ金491万円、当年度損益勘定留保資金4629万3千円で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款、資本的収入、第2項、その他資本的収入を21万5千円減額し478万5千円とし、資本的収入総額を6872万8千円とするもの。支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を33万円減額し2460万7千円とし、資本的支出総額を1億1993万1千円とするものであります。第4条、他会計からの補助金、予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額1億601万8千円は1億633万9千円に補正するものです。

次に補正予算第3号、明細書で説明いたしますので 12ページをお開き願います。第

2条の収益的収入及び支出、収益的支出、1款簡易水道事業費用、1項営業費用276万8千円の増額、1目原水及び浄水費、13節委託料74万4千円の減額は、水質検査委託料入札執行残。18節動力費320万円の増額は、浄水場、ポンプ場における電気料単価高騰によるもの。2目配水及び給水費、18節動力費25万円の増額は配水池電気料単価高騰によるもの。4目業務費、20節材料費65万6千円の減額は、水道メーター器購入における入札執行残。7目資産減耗費、1節固定資産除却費71万8千円の追加は、資産更新に伴う処分資産の残存価格経費分を計上しております。11ページにお戻り下さい。収益的収入、1款簡易水道事業収益、2項営業外収益82万5千円の増額、1目1節ともに他会計補助金32万1千円の増額は、収支計算による不足額分。2目1節ともに長期前受金戻入50万4千円の増額は、資産更新に伴う処分資産の残存収益分を計上しております。14ページをお開き願います。第3条の資本的収入及び資本的支出、資本的支出、1款資本的支出、1項1目ともに建設改良費、13節委託料33万円の減額は、節婦小橋橋梁添架管移設調査実施設計業務委託の入札執行残。13ページにお戻り願います。資本的収入、1款資本的収入、2項1目1節ともにその他資本的収入21万5千円の減額は、水道管移設補償に係る事業費確定によるものです。

以上、議案第15号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算第3号について提案理由を申し上げます。ご審議を賜わり、提案とおりが決定下さいますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第16号、新冠町下水道事業会計補正予算第3号の提案理由を申し上げますのでお開き願います。

令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算第3号につきまして提案理由を申し上げます。この度は第3回目の補正となります。この度は主な補正理由につきましては、実績に基づく使用料の減額、委託料の執行に伴う減額、電気料単価高騰に伴う動力費の増額を行うものでございます。第1条、総則、令和6年度新冠町下水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによるものであります。第2条、収益的収入及び支出、令和6年度新冠町下水道事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正するものです。収入、第1款、下水道事業収益、第1項、営業収益を87万1千円減額し4625万7千円に、第2項、営業外収益を710万9千円増額し1億4073万7千円とし、下水道事業収益総額を1億8699万4千円にするものです。支出、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用を28万4千円増額し1億7039万円とし、下水道事業費用総額を1億7890万1千円とするものです。第3条、資本的収入及び支出、予算第4条本文かつこ書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4595万2千円を、引継ぎ金53万7千円とし、消費税及び地方消費税資本的収支調整額240万5千円、当年度損益勘定留保資金3785万9千円及び当年度未処理分利益余剰金515万1千円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を29万7千円減額し572

万円に、第2項、固定資産購入費688万5千円増額し1989万2千円とし、資本的支出総額を9888万6千円とするものです。第4条、他会計からの補助金、予算第10条に定めた一般会計から補助を受ける金額1億871万2千円は、1億1582万1千円に補正するものです。第5条、条文の追加、予算第10条の次に、次の1条を加える。第11条、利益余剰金の処分、当年度利益余剰金のうち515万1千円は次のとおり処分するものと定める。第1号、第4条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして515万1千円を加えるものです。

次に補正予算第3号の明細書で説明いたしますので11ページをお開き願います。第3条の収益的収入及び支出、収益的支出、1款下水道事業費用28万4千円の追加、1項下水道事業費用、1目営業費用、2目ポンプ場費、13節委託料28万8千円の減額、ポンプ場維持管理業務委託執行に伴う執行残。4目総係費、22節負担金57万2千円の増額、公の施設の使用に関する協定書に基づく、新ひだか町への維持管理負担金で、前年度清算及び本年度概算払によるもの。10ページにお戻り願います。収益的収入、1款下水道事業収益623万8千円の追加。1項営業収益、1目1節ともに下水道使用料87万1千円の減額は使用実績に基づくものでございます。2項営業外収益、1目1節ともに他会計補助金710万9千円の増額は、収支計算による不足額分によるものです。12ページをお開き願います。資本的支出、1款資本的支出658万8千円の増額。1項1目ともに建設改良費、28節工事請負費29万7千円の減額。宅地分筆等による公共汚水桝設置工事、本年度は該当工事が見込まれないため減額するもの。3項固定資産購入費、1目無形固定資産購入費688万5千円の増額、公の施設の使用に関する協定書に基づく、新ひだか町への建設負担金で維持管理費同様、前年度清算及び本年度概算払によるものです。

以上、議案第16号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算第3号について提案理由を申し上げます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第15号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は、議案書1ページから14ページまで収入と支出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算に対する質疑を行います。質疑は、議案書1ページから12ページまで収入と支出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後1時40分 閉会)